

中小企業の退職金共済制度

小規模企業共済制度を活用した退職金積立

- 小規模企業共済制度とは、独立行政法人中小企業基盤整備機構が運営する、小規模企業の経営者や役員、個人事業主のための退職金制度である。
- 掛金は、全額を所得控除することができる。
- 退職金の積立だけでなく、経営基盤の強化や新事業の創出、事業資金貸付等のさまざまな資金需要に対応した制度も充実している。

加入条件 (主なもの)	<ul style="list-style-type: none"> ■ 業種ごとに定められた従業員人数規模の制約がある（小規模企業者であること）。 ■ 中小企業退職金共済制度、特定業種退職金共済制度（建設業退職金共済制度、清酒製造業退職金共済制度、林業退職金共済制度）に加入している場合は、重複して加入できない。
掛金	<ul style="list-style-type: none"> ■ 1,000円～70,000円までの範囲内で、500円単位で自由に設定することができる。この額はいつでも増減可能である。 ■ 掛金の前納が可能で、前納すると一定割合の前納減額金を受け取ることができる。 ■ 拠出掛金は、小規模企業共済等掛金控除として全額所得控除可能である。
共済金の例	<ul style="list-style-type: none"> ■ 次の事由（主なもの）に該当する場合：共済金A （個人事業主）事業廃業・本人死亡 （法人の役員）法人解散 （共同経営者）廃業による共同経営者の退任・本人死亡 ■ 次の事由（主なもの）に該当する場合：共済金B （個人事業主）老齢給付（65歳以降で180か月以上掛金納付） （法人の役員）本人死亡・老齢給付（65歳以降で180か月以上掛金納付） （共同経営者）老齢給付（65歳以降で180か月以上掛金納付） ■ 次の事由（主なもの）に該当する場合：準共済金 （個人事業主）法人成りによる加入資格喪失に伴う解約 （法人の役員）65歳未満での役員退任 （共同経営者）法人成りによる加入資格喪失に伴う解約
共済年金の 受取方法	<ul style="list-style-type: none"> ■ 「一括受取」「分割受取」および「一括受取と分割受取の併用」の3種類 ■ 掛金納付月数が6か月未満の場合は、共済金A・共済金Bを受け取ることができない。 ■ 掛金納付月数が12か月未満の場合は、準共済金を受け取ることができない。

中小企業退職金共済制度を活用した退職金積立

- 中小企業退職金共済制度とは、昭和34年に中小企業退職金共済法に基づき設けられた、中小企業のための国の退職金制度である。独立行政法人勤労者退職金共済機構・中小企業退職金共済事業本部（中退共）が運営している。
- 中小企業に従事する従業員は、一定要件に該当する者を除き全員加入となる。

加入条件 (主なもの)	<ul style="list-style-type: none"> ■ 一般業種：常用従業員数300人以下、または、資本金・出資金3億円以下 ■ 卸売業：常用従業員数100人以下、または、資本金・出資金1億円以下 ■ サービス業：常用従業員数100人以下、または、資本金・出資金5,000万円以下 ■ 小売業：常用従業員数50人以下、または、資本金・出資金5,000万円以下 <p>*個人企業や公益法人等の場合は、常用従業員数による。 *小規模企業共済制度に加入している場合は、重複して加入できない。</p>
掛金	<ul style="list-style-type: none"> ■ 5,000円～30,000円の範囲内で定めた16種類の額のうちから、従業員ごとに選択することができる。短時間労働者は2,000円、3,000円、4,000円の掛金でも加入可能。 ■ 新規加入または掛金月額を増額する事業主には、掛金の一部を国が助成する制度がある。 ■ 掛金は全額事業主負担となるが、法人企業の場合は損金として、個人企業の場合は必要経費として、全額非課税となる。
給付金 (退職金)	<ul style="list-style-type: none"> ■ 支払方法には、退職金の全額を退職時に支払う「一時金払い」のほか、「全額分割払い」と「一時分割払い（併用払い）」がある（全額分割払いと併用払いには、一定要件がある）。 ■ 所定額が加入者に直接支給される（事業主経由なし）。ただし、加入者に重大な非違行為等があった場合は除く。 ■ 一時金払いによるときは「退職手当等」とみなされ、他の所得と区分して課税されるが、分割払いによる支払い分は「雑所得」として、課税される。
積立金の帰属 その他	<ul style="list-style-type: none"> ■ 積立金は加入者に帰属する。ただし、懲戒解雇等の場合には、掛金は本人へ支給されず、制度全体の積立金に充当される。 ■ 過去（加入前）勤務期間、企業間転職時等の通算が可能である。また、中退共と特定退職金共済制度（*）との通算も可能である。

*全国各地にある商工会議所、商工会等の団体が行う退職金共済制度。その商工会議所、商工会等の地区内にある事業主であれば、その従業員を加入させることができる。